

令和4年 11月

関係施設 施設長 様  
関係事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部  
主幹（要介護認定）

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱いの終了について

日頃より、本市介護保険事業の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

見出しの件につきましては、令和2年2月18日及び令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡に基づき、認定有効期間を合算する臨時的取扱いを実施しておりますが、今般、令和4年10月14日付厚生労働省事務連絡（別添）に基づき、以下の通り臨時的取扱いを終了しますのでお知らせいたします。

#### 【臨時的取扱いの終了】

令和5年4月1日以降に認定有効期間満了日を迎える被保険者は臨時的取扱いを適用しません。通常通り更新認定が必要となります。

なお、現在更新案内に同封している「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算に係る申出書」は、令和4年12月末発送分（認定有効期間満了日が令和5年2月末である被保険者）から同封しません。認定有効期間満了日が令和5年3月31日以前の方で、必要があれば、本市ホームページからダウンロードしてご使用いただきますようお願いいたします。

#### <認定有効期間満了日と今後の取扱いについて>

認定有効期間満了日	R4.12.31	R5.1.31	R5.2.28	R5.3.31	R5.4.30
更新申請受付期間	R4.11.1~R4.12.28	R4.12.2~R5.1.31	R5.1.4~R5.2.28	R5.1.30~R5.3.31	R5.3.1~R5.4.28
臨時的取扱い	○	○	○	○	×
更新案内への申出書の同封	有り	有り	無し	無し	無し

※認定有効期間満了日が  
R5.4.1以降は通常の更新認定  
を行う。  
必要に応じて臨時的取扱いの  
申出書をダウンロードして申請

健康福祉局介護保険課認定係  
電話：(052) 750-7881  
FAX：(052) 750-7884